

[別表]

### 減免対象者範囲一覧表

障がいの区分		身体障がい者本人が運転する場合		家族や常時介護者が運転する場合	
		身体障害者手帳		身体障害者手帳	
1	視覚障害	1 級から 4 級までの各級		1 級から 4 級までの各級	
2	聴覚障害	2 級および 3 級		2 級および 3 級	
3	平衡機能障害	3 級		3 級	
4	音声機能障害 (喉頭摘出者に限る)	3 級		/	
5	上肢不自由	1 級および 2 級		1 級および 2 級	
6	下肢不自由	1 級から 6 級までの各級		1 級から 3 級までの各級	
7	体幹不自由	1 級から 3 級までの各級および 5 級			
8	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による 運動機能障害	上肢 機能	1 級および 2 級 (1 上肢のみの運動機能障害を除く)	1 級および 2 級 (1 上肢のみの運動機能障害を除く)	
		移動 機能	1 級および 6 級までの各級	1 級から 3 級 (3 級の場合、1 下肢のみの運動機能障害を除く)	
9	心臓機能障害	1 級および 3 級		1 級および 3 級	
10	じん臓機能障害				
11	呼吸器機能障害				
12	小腸機能障害				
13	ぼうこうまたは 直腸機能障害	1 級、3 級および 4 級			
14	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級		1 級から 3 級までの各級	
15	肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級		1 級から 3 級までの各級	
16	知的障害	療育手帳「障害程度（総合判定）」A			
17	精神障害	精神障害者保健福祉手帳 1 級			

※ 身体に複数の障がいを有する場合、身体障害者手帳の「身体障害者等級表による級別」を、個々の障がいの区分の級としてください。そのいずれかが上記対象範囲内であれば、減免の対象になります。

(例) 手帳の障がい名が心臓 4 級、上肢 3 級、「身体障害者等級表による級別」が 2 級の場合は、心臓 2 級、上肢 2 級としてください。